

平成24年第4回川崎市議会定例会

提出議案資料

議案第213号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【まちづくり局】

目 次

議案第213号

【川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例（以下、「川崎市地区計画形態意匠条例」という。）】

- 川崎市地区計画形態意匠条例の趣旨及び改正概要…………… 1
- 改正経過の概要…………… 2
- 川崎市地区計画形態意匠条例 新旧対照表…………… 3
- 道路法第45条 新旧対照表…………… 5
- 景観法施行令第25条 新旧対照表…………… 6

川崎市地区計画形態意匠条例の趣旨及び改正概要

1 条例の趣旨

地区計画の地区整備計画において定められる建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の形態意匠の制限を実効性のあるものとするため、景観法に基づき、当該建築物等の形態意匠の制限に建築物等の建築等又は建設等の計画が適合するものであることについて市長の認定を受けなければならないこと、当該建築物等の形態意匠の制限に違反する建築物等の設計者等に対して市長が是正を命じることができること、これらに違反した者を処罰することができること等を内容とする条例

※ 平成 2 1 年に港町地区整備計画区域を適用区域としたのを皮切りにこれまで 6 区域で適用

※ 形態意匠とは、形態又は色彩その他の意匠をいう。

2 改正概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号・「第 1 次一括法」）により、都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、内閣府令・国土交通省令を参酌して、道路管理者である地方公共団体が条例で定めるとして、道路標識等の設置について定めた道路法第 4 5 条に新たに第 3 項が規定された。

市町村が定める形態意匠条例は、景観法第 7 6 条第 1 項において、政令で定める基準に従い定めることとされており、景観法施行令第 2 5 条でその政令で定める基準が規定されている。景観法施行令第 2 5 条第 2 号で、形態意匠条例には適用除外に関する規定を定めることとされ、適用除外の対象となる法律の規定等を定めた同号イ（1）に道路法第 4 5 条第 3 項を加える改正（平成 2 3 年政令第 4 2 4 号）が行われた。

この景観法施行令の改正に伴い、適用の除外について定めた川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例第 1 0 条を改正するもの。

道路法第 4 5 条第 3 項では、地方公共団体で管理する都道府県道または市町村道に設ける道路標識が対象であるが、形態意匠条例の改正に伴って、適用の除外に新たに加えられるものではなく、道路法第 4 5 条に第 3 項が規定される改正前と同じ条件とするものである。

3 施行期日

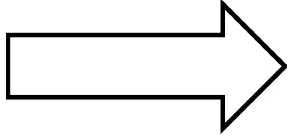
公布の日から施行

改正経過の概要

①

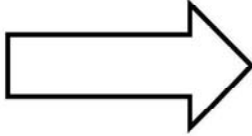
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

公布：平成23年5月2日
施行（関係部分）：平成24年4月1日



②

道路法第45条に**第3項**を追加
「都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものは、（中略）道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」



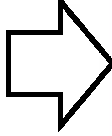
③

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令第10案

公布：平成23年12月26日
施行（関係部分）：平成24年4月1日

景観法施行令第25条第2号イに下線部分の追加
第25条第2号イ「**命令及び条例**」
第25条第2号イ(1)「**道路法第45条第2項及び第3項**」

※景観法施行令第25条第2号では、「地区計画等形態意匠条例の適用除外に関する規定を定めること」とある



川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例制定

同時に
議案提出

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例に下線部分の追加
第10条第1項「**命令及び条例**」
第10条第1項第1号「**道路法第45条第2項及び第3項**」

川崎市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例</p> <p>(適用の除外)</p> <p>平成21年3月26日 条例第12号</p> <p>第10条 第4条から前条までの規定は、景観法施行令（平成16年政令第398号）第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物等又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物等又はその部分の形態意匠については、適用しない。</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び第3項</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7</p> <p>2 第4条から前条までの規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。</p> <p>(1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等</p> <p>(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物等</p> <p>(3) 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物等</p> <p>(4) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定された建築物等又は同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物等</p> <p>(5) 川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第2条第1項の規定により市重要歴史記念物、市重要史跡又は市重要勝地として指定</p> | <p>○川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例</p> <p>(適用の除外)</p> <p>平成21年3月26日 条例第12号</p> <p>第10条 第4条から前条までの規定は、景観法施行令（平成16年政令第398号）第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物等又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物等又はその部分の形態意匠については、適用しない。</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7</p> <p>2 第4条から前条までの規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。</p> <p>(1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等</p> <p>(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物等</p> <p>(3) 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物等</p> <p>(4) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定された建築物等又は同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物等</p> <p>(5) 川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第2条第1項の規定により市重要歴史記念物、市重要史跡又は市重要勝地として指定</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>された建築物等</p> <p>(6) 第2号、第4号又は前号に掲げる建築物等であつたものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認められたもの</p> <p>(7) 地下に設ける建築物等</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない建築物等として規則で定めるもの</p> <p>3 適用区域に係る第4条の規定の施行若しくは適用の際又は適用区域に係る地区計画に関する都市計画が変更された際に現に存する建築物等又は現に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が、第4条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合は、当該建築物等又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物等又はその部分に対しては、適用しない。</p> <p>(1) 地区計画に関する都市計画の変更前に第4条の規定に違反している建築物等又はその部分</p> <p>(2) 第4条の規定が施行され、若しくは適用され、又は地区計画に関する都市計画が変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物等</p> <p>(3) 第4条の規定が施行され、若しくは適用され、又は地区計画に関する都市計画が変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工事に係る部分</p> | <p>された建築物等</p> <p>(6) 第2号、第4号又は前号に掲げる建築物等であつたものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認められたもの</p> <p>(7) 地下に設ける建築物等</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない建築物等として規則で定めるもの</p> <p>3 適用区域に係る第4条の規定の施行若しくは適用の際又は適用区域に係る地区計画に関する都市計画が変更された際に現に存する建築物等又は現に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が、第4条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合は、当該建築物等又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物等又はその部分に対しては、適用しない。</p> <p>(1) 地区計画に関する都市計画の変更前に第4条の規定に違反している建築物等又はその部分</p> <p>(2) 第4条の規定が施行され、若しくは適用され、又は地区計画に関する都市計画が変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物等</p> <p>(3) 第4条の規定が施行され、若しくは適用され、又は地区計画に関する都市計画が変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工事に係る部分</p> |

改正道路法新旧対照表（関係部分抜粋）

| | |
|--|--|
| <p>ついで必要な事項 (削る)</p> <p>2 前項第十二号に規定する工作物の新設又は改築に当たっては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければならぬ。</p> <p>3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p> | <p>2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。</p> <p>3 前項に規定する工作物の新設又は改築に当たっては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければならぬ。</p> <p>4 道路の付属物の構造について必要な技術的基準は、政令で定めるところができる。</p> |
| <p>(道路標識等の設置) 第四十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p> | <p>(道路標識等の設置) 第四十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>(国土交通大臣の認可)</p> | <p>(国土交通大臣との協議等)</p> |

地方分権一括法の施行に伴う景観法施行令の整備等に関する政令新旧対照表（関係部分抜粋）

| | |
|---|--|
| <p>イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定</p> <p>(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項及び第三項</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> | <p>(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)</p> <p>第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。</p> <p>イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定</p> <p>(1) 道路法第四十五条第二項及び第三項</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> |
| <p>イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定</p> <p>(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> | <p>(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)</p> <p>第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。</p> <p>イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定</p> <p>(1) 道路法第四十五条第二項</p> <p>(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> |